

V いじめ防止基本方針

令和7年4月改訂

1 いじめ防止のための方策に関する基本的な方針

(1) いじめの定義

「いじめ」とは、「児童に対して、当該児童が在籍している小学校に在籍している等、当該児童と一定の人的関係にある他の児童が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているもの」また、「けんかやふざけ合い」も児童の被害者性に着目して心身の苦痛を感じていればいじめと定義する。

(2) 基本理念(いじめ防止対策推進法第3条をもとに作成)

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の育成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがある。

すべての児童が、「いじめをしないこと」、「させないこと」、「見逃さないこと」により、自他の人権及び生命を尊重することをめざし、いじめ防止のための対策を行う。

(3) いじめの禁止(教職員及び児童の共通理解事項)

児童はいじめを行ってはならない。

いじめは、「しない、させない、ゆるさない」をスローガンとする。

(4) いじめの形態

- ・冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- ・仲間はずれ、集団による無視をされる。
- ・軽くぶつけられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- ・金品をたかられる。
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ・パソコンや携帯電話等で、SNSにおける誹謗中傷やいやなことをされる。等

(参考) 文部科学省 令和5年度「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査における態様」

(5) いじめ防止に向けての学校及び職員の責務

いじめが行われず、すべての児童が安心して学習その他の活動に取り組むことができるように、保護者や関係者と連携を図りながら、学校全体でいじめの防止と早期発見に取り組むとともに、いじめが疑われる場合は、適切かつ迅速に対処し、さらにその再発防止に努める。

また、教職員は以下のような基本的な見地に立ち、いじめ問題に対応する。

- ①いじめはどの学校でも起こり得るものである。
- ②いじめは多くの児童が入れ替わりながら、被害も加害も経験する。
- ③いじめは大人には見えないところで起こりやすく、発見のためには複数の視点や情報収集の手段が必要である。
- ④いじめは教職員の教育観や児童への接し方が問われる問題である。
- ⑤いじめは、学校、家庭、地域社会等、児童を取り巻くすべての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組むべき問題である。

2 学校いじめ対策組織の設置と校内体制

(1) 名称 生徒指導・いじめ対策委員会

(2) 組織

校長、教頭、教務主任、生徒指導主任、特別支援教育主任、教育相談主任、長欠対策主任、養護教諭、関係職員で組織する。既存の子供サポート委員会をいじめ防止対策組織として兼務する。

ただし、いじめの疑いの情報が寄せられた場合は緊急に招集し、当該いじめ事案に関係する職員が加わる。

(3) 役割

本組織は具体的に次の役割を果たす。

- ・いじめ防止の取り組みの実施や年間指導計画の作成、検証、修正。【資料1】
- ・いじめの相談、通報の窓口。
- ・いじめに関する情報の収集と記録、共有を行う。
- ・いじめの疑いがあった場合に緊急に会議を招集し、情報の迅速な共有、関係児童への事実関係の聴取、指導や支援の対応方針の決定、保護者への説明や連携の方法等の検討と実施。

3 いじめの未然防止について

(1) いじめを許さない学校づくり

教育活動全体を通じて、いじめは絶対に許されないということを全職員、全児童が共有できる学校風土を醸成する。

学校はいじめを許さない、いじめられている児童を守る、という毅然とした姿勢を日頃から示す。

いじめに直接関わらなくても、傍観していることはいじめに加担していることと同じであることを意識付ける。

年に1回、命を大切にすることをキャンペーンを行う。児童のいじめ防止を呼びかける標語の代表作品を昇降口に掲示する。

(2) 児童、保護者への啓発活動

学校だより等を通して、いじめに対する学校の姿勢を示し、いじめに対する情報を提供する。

授業参観で全学級が道徳の授業を行い、人権・命の大切さ等について展開する。

(3) 定期的なアンケート調査の実施

いじめはどの学級でも、どの児童にも起こりうるとの認識のもと、いじめの状況や学級内での人間関係を把握する目的で把握に学校生活に関するアンケートを毎月実施する。アンケート調査は、原則として記名調査とする。実施時には、アンケート内容の守秘義務を徹底することを児童にも周知する。気になる児童へは調査実施から48時間以内に聞き取り調査を行い、実態の把握と関係職員間での情報共有、指導を行う。

(4) 教育相談活動の実施

年に2回（原則的に6月と10月）、教育相談週間を設け、全児童に担任が個別に聞き取り活動を行う。聞き取りの内容はいじめに限った趣旨ではないが、個別の心理状況の聞き取りの中で、いじめに関する悩みも確認するようにする。

(5) よりよい人間関係の構築を目指した特別活動や学校行事の実践

学校行事では、規律正しい態度で主体的に参加できる集団づくりをめざす。各行事でのめあてを明確にするとともに、活動後の振り返りを実施し、自分の成長を実感できるようにする。

4 いじめの早期発見の取り組みと具体的な対応について

(1) 早期発見の取り組み

- ・朝・帰りの会、授業中、休み時間の観察
- ・SOSの出し方に関する教育を各学年で実施（4月、7月、12月、3月）
- ・教育相談週間での個人面談の実施（6月、10月）
- ・学校生活に関するアンケートの実施（月に1回）
- ・電話連絡や家庭訪問、個別面談等、保護者との連携
- ・保健室の相談活動の充実
- ・相談箱の設置
- ・職員会議や打ち合わせなどでの情報交換
- ・スクールカウンセラーとの情報共有

【学校でのいじめのサインの例】

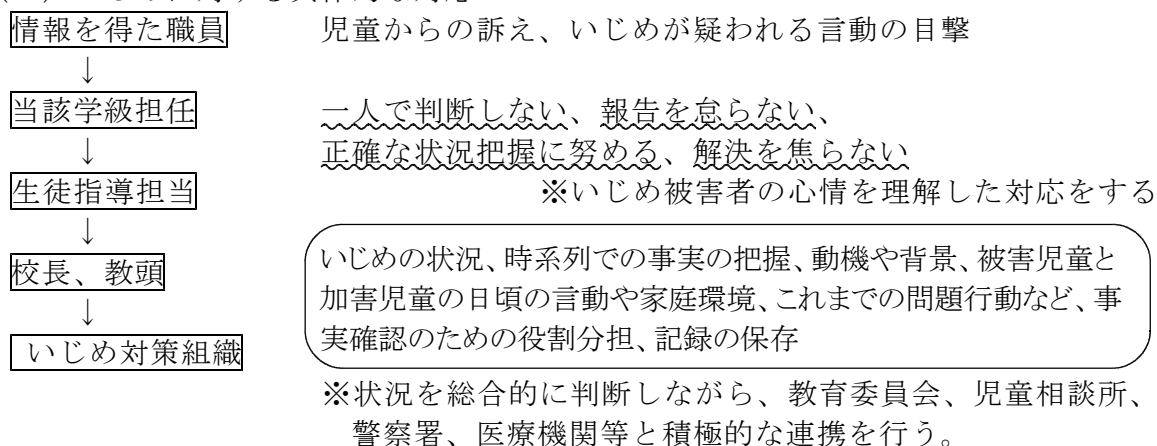
- ・急な体調不良
- ・遅刻や早退の増加
- ・学用品等の紛失や破損、落書き
- ・保健室への来室の増加
- ・発言や言動への周囲の皮肉や失笑
- ・多数児童からの執拗な質問や反論
- ・休み時間の単独行動 等

(2) ネット上のいじめの対応について

ネット上のトラブルについての動向を把握し、情報モラルに関する指導力の向上に努める。児童には、ネット上で誹謗中傷を行うことはいじめであり、許される行為ではないことを指導する。発信した情報は多くの人にすぐに広がること、匿名でも発信者は特定されること、流失した情報の回収が困難であること等のインターネットの特殊性や危険性について指導を行う。

また、トラブル防止には、家庭での指導が不可欠であることから、保護者と連携した取り組みを行う。フィルタリングに加え、家庭でも危険から守るためのルールづくりの必要性や児童の様子に変化を感じた場合には学校にも相談をしてほしいことを助言する。

(3) いじめに対する具体的な対応



5 いじめの相談・通報について

(1) 学校のいじめの相談、通報窓口

担任、養護教諭、教育相談担当、管理職、相談ポスト

(2) 学校以外でのいじめの相談、通報窓口

子どもと親のサポートセンター 0120-415-446

北総教育事務所教育相談専用電話 043-486-6019

6 重大事態への対応について

生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認められる場合は、次の対応を行う。

(1) 重大事態の意味

①生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあるとき

- 児童が自殺を企図した場合
- 身体に重大な傷害を負った場合
- 金品等に重大な危害を被った場合
- 精神性の疾患を発症した場合

②相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあるとき

- 年間30日を目安とするが、一定期間連続して欠席している場合などは、迅速に調査に着手する。

③その他の場合

- 児童や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し出があったとき。

(2) 重大事態が発生した場合の報告経路

発見者 申立者 → 担任等 → 生徒指導担当 → 教頭・校長 → いじめ対策委員会
校長 → 銚子市教育委員会（学校教育課長）

(3) 調査について

①調査主体について

調査の主体は、銚子市教育委員会が判断する。

学校が主体で調査する場合、調査内容や人的措置等、教育委員会の協力を得る。

②組織について

当該重大事態に係わる調査を行うために速やかに組織を設ける。公平性・中立性を期するため、いじめ対策組織に学校運営協議会委員は地区民生員より若干名を加え組織することを原則とする。

③調査の実施について

【事実関係を明確にする】

重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や児童生徒の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り網羅的に明確にすること。

この調査は、民事・刑事上の責任追及やその他の訴訟等への対応を直接の目的とするものではないことは言うまでもなく、学校とその設置者が事実に向き合うことで、当該事態への対応や同種の事態の発生防止を図るものである。

【いじめられた児童からの聞き取りが可能な場合】

いじめられた児童や情報を提供してくれた児童を守ることを最優先の目的とした調査を行う。いじめられた児童から十分聞き取るとともに、在籍児童や教職員に対しての質問紙調査や聞き取り調査を行う。

いじめた児童への指導を行うとともに、いじめられた児童の状況にあわせた継続的なケア・落ちついた学校生活復帰の支援や学習支援を行う。

【いじめられた児童からの聞き取りが不可能な場合】

当該児童の保護者の要望、意見を十分に聴取し、迅速に当該保護者に今後の調査について協議し、調査に着手する。

在籍児童や教職員に対しての質問紙調査や聞き取り調査を行う。

【調査結果の提供及び報告】

学校はいじめを受けた児童やその保護者に対して、調査によって明らかになった事実関係について、いじめを受けた児童やその保護者に対して説明する。

情報の提供にあたって学校は、関係者の個人情報に十分配慮し、適切に提供する。

④被害児童へのケアと加害児童への働きかけ

被害児童へは、複数の教員や養護教諭、スクールカウンセラーによるケアを行う。

加害児童へは、別室での学習、出席停止、児童及び保護者へのケアを配慮する。

⑤いじめの解消について

- ・心理的又は物理的な影響を与える行為止んでいる状態が、少なくとも3か月経過されていることが目安である。
- ・被害者児童本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていなかどうかを面談等により確認する。

7 公表・点検・評価について

- (1) 「いじめ防止基本方針」は、年度またはその状況に応じて見直しを図る。
- (2) 「いじめ防止基本方針」は、保護者への便りやホームページ等で公開する。
- (3) いじめ問題への取り組みは、学校評価の一項目として位置付け改善を検討する。

【資料1】

銚子市立清水小学校いじめ問題対策年間指導計画

令和7年度

月	いじめ対策組織の活動	学校としての全職員での取組
4月 5月 6月 7月	○いじめ防止への取組内容の検討 ○学校生活アンケートの内容の検討 ○SOSの出し方に関する教育の実施 ○Q Uアンケート ○生命の安全教育の実施 ○1学期の児童の情報交換 教育相談 ○SOSの出し方に関する教育の確認	○いじめ対策についての共通理解 ○P T A総会（資料）での啓発 ○教育相談週間 ○実態把握（家庭訪問、電話） ○保護者面談での情報収集
9月 10月 11月 12月	○2学期の取組内容の検討 ○教育相談 ○2学期の児童の情報交換 ○学校評価の実施 ○SOSの出し方に関する教育の確認	○いじめ撲滅キャンペーン ○教育相談週間 ○校外学習での人間関係づくり ○保護者会での道徳授業の公開
1月 2月 3月	○3学期の取組内容の検討 ○学校評価の内容の検討 ○一年間の反省と今度の課題 ○SOSの出し方に関する教育の確認	○保護者会でのいじめ対策についての啓発 ○学校評価

